

いなさ園訪問看護ステーション 料金表（令和3年4月改定）

訪問看護費・介護予防訪問看護費（1回あたり）

※負担割合については市から交付される「介護保険負担割合証」をご確認ください。

対象者	所要時間	介護保険給付対象項目（※金額は1割負担の場合）		1回あたりの利用負担額
		訪問看護費 ・介護予防訪問看護費	サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	
要介護 1～5	20分未満	313円	6円	319円（2割負担：638円／3割負担：957円）
	30分未満	470円	6円	476円（2割負担：952円／3割負担：1,428円）
	30分以上～1時間未満	821円	6円	827円（2割負担：1,654円／3割負担：2,481円）
	1時間以上～1時間30分未満	1,125円	6円	1,131円（2割負担：2,262円／3割負担：3,393円）
要支援 1・2	20分未満	302円	6円	308円（2割負担：616円／3割負担：924円）
	30分未満	450円	6円	456円（2割負担：912円／3割負担：1,368円）
	30分以上～1時間未満	792円	6円	798円（2割負担：1,596円／3割負担：2,394円）
	1時間以上～1時間30分未満	1,087円	6円	1,093円（2割負担：2,186円／3割負担：3,279円）

- ☆ このほか、医療ニーズの高い方へ対応する事業所として、看護体制強化加算Ⅱ（200円／月）を算定します（※）。
 - ☆ 初回の訪問看護を行った日の属する月には初回加算（300円／月）を算定します（※）。
 - ☆ 准看護師資格の職員が訪問した場合、上記の90%の割引料金で行います。
 - ☆ 夜間（18:00～22:00）及び早朝（6:00～8:00）は25%、深夜（22:00～6:00）は50%の割増料金となります。
 - ☆ 利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない訪問を必要に応じて行う場合、緊急時訪問看護加算（574円／月）を算定します（※）。
 - ☆ 利用者の状態により、訪問に関して特別な管理を必要とする場合、特別管理加算（Ⅰ）（500円／月）または特別管理加算（Ⅱ）（250円／月）を算定します（※）。
 - ☆ 一定の条件で2人以上による訪問看護を行う場合、複数名訪問加算（Ⅰ）（30分未満254円、30分以上402円／回）を算定します（※）。
 - ☆ 一定の条件で1時間30分以上の訪問を行う場合、長時間訪問看護加算（300円／回）を算定します（※）。
 - ☆ 終末期にある方に対し、死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合、ターミナルケア加算（2,000円）を算定します（※）。
 - ☆ 訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者の計画の作成やホームヘルパーに対する助言等の支援を行った場合、看護・介護職員連携強化加算を算定します（250円／月）（※）。
 - ☆ 医療機関からの退院後に円滑に訪問看護が提供できるよう、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合、退院時共同指導加算（600円／1回のみ）を算定します（※）。
- ※ 2割負担の場合はそれぞれの2倍の額、3割負担の場合はそれぞれの3倍の額となります。